

農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 農業生産法人への参入要件(資本・事業・役員)の緩和	1
2 - 中小企業信用保険制度の対象業種の追加(農業、林業、漁業)	1
3 - 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大(中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証対象に追加)	2
4 - 耕作放棄地の再生可能エネルギー発電用地への農地転用許可の不要化	2
5 - 農地における再生可能エネルギー導入に係る設置基準の早期明確化	3
6 - 市街化調整区域等における農家レストランの設置	3
7 - 農業生産法人の見直し	4
8 - ソーラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大	4
9 - 農地法、農振法での規制改革	5
10 - 遺伝子組換え作物の商業栽培に関する規制改革	5
11 - 遺伝子組換え農作物の第一種承認等の迅速化	6
12 - 6次産業化のための地域ファンド(サブファンド)に対する農林漁業者の過半出資の要件緩和	6
13 - 農地法、農振法での規制改革	7
14 - 太陽光発電の推進に係る農地転用手続きの簡略化	7
15 - 認定電気通信事業者が電気通信事業用途に使用する仮設用地に対する農地転用許可手続き	8
16 - 農地の転用について	8
17 - 農地の転リースについて	9
18 - 一般企業による農業への新規参入について	9
19 - 澱粉の価格調整制度の廃止	10
20 - 農振法に定める農用地区域からの除外手続きの迅速化	10
21 - 集積不可と思われる小規模農地の活用策と農地転用の大幅緩和について	11
22 - 農業生産法人の設立要件の緩和	11

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	10月17日	12月24日	農業生産法人への参入要件(資本・事業・役員)の緩和	<p>農業生産法人への参入要件(資本・事業・役員)を緩和する。</p> <p>【提案理由】 農業生産法人には資本・事業・役員に関する要件があり、農業への新規参入や農業生産法人の規模拡大、農業者の法人化等が進まない一因となっている。地方銀行にも農業生産法人の設立やM&Aの相談が寄せられているが、これらの要件がネックとなり、設立等に至れないケースが出ている。特に資本に関する要件については、農業関係者以外からの出資が原則議決権の4分の1以下に制限されることで、農業関係者以外とのM&Aや第三者割当増資等の障害となっている。要件緩和により新規参入等が促進されれば、地方部の農業の課題である担い手不足や農地集約による耕作放棄地の解消にも資する。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	農林水産省
2	10月17日	12月24日	中小企業信用保険制度の対象業種の追加(農業、林業、漁業)	<p>中小企業信用保険制度の対象業種に、農業、林業、漁業を追加する。特に、農業等以外の業種の企業が事業の多角化により農業等に進出した場合の農業等関連資金に係る融資を、中小企業信用保険制度の保証対象とする。</p> <p>【提案理由】 現状、農業、林業、漁業は中小企業信用保険制度の対象外であり、業種ごとに農業信用保証保険制度等が別々に存在する。地方では、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、こうした業種に対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加し、制度の一本化を図るべきである。</p> <p>最近、農業以外の業種からの農業への参入が活発化しているが、事業用資金は中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくい。業種追加の実現がすぐには困難な場合、利用者の利便の確保のため、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う制度の適切な運用、両制度の使い分けに関する事例集の拡充など、引き続き連携強化を促進するとともに、農業信用保証保険制度の使い勝手の向上をお願いしたい。例えば、当協会が実施したアンケートでは会員銀行から以下のような点が使いつらい点として指摘されており、こうした点も参考に検討いただきたい。</p> <p>①農業信用基金協会の保証対象が国・自治体の制度融資や農協の融資に限定され、銀行のプロパー融資には実態として利用できない地域がある。 ②信用保証協会と比較して無担保枠が小さい。 ③銀行が基金協会を利用する場合、事前に「交付金」、事後(代弁発生時等)に「拠出金」を負担する必要があるが、それぞれ都道府県により制度内容が異なり、管理が煩雑。 ④運転資金の場合でも使途証明資料が必要。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	10月29日	12月24日	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大(中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証対象に追加)	<p>近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業の農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補完制度として中小企業信用保険制度を利用することができず、資金調達に支障を来しているケースが見受けられる。</p> <p>農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、利用を希望する中小企業者にとって、中小信用・農業信用それぞれの申請手続きが異なることから申請面での支障が生じる、6次産業化等にかかる農業関連資金等についてはいずれの制度を利用すればよいかわかりにくいなど、著しく利便性が低い制度となっている。また、事前に支払う交付金等の負担が大きいことから農業信用基金協会との利用契約の締結に至れない金融機関も多く、中小企業者にとっては、取引金融機関によっては同制度を利用することができない、といった不公正が生じている。</p> <p>平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、農林水産業を成長産業にしていくことが喫緊の重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経農林水産省
4	10月17日	12月24日	耕作放棄地の再生可能エネルギー発電用地への農地転用許可の不要化	<p>今後も耕作の見込みのない耕作放棄地の再生可能エネルギー発電事業への転用については、現在原則転用不許可となっている農用地区域内の農地や第一種農地も含め、許可を不要とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>環境問題やエネルギー問題への対応として、全量買取制度が導入されたこと等から、再生可能エネルギー発電事業への関心が高まっている。一方、地方部においては耕作放棄地が年々増加し地域の問題となっており、地方銀行にも、そうした耕作放棄地で再生可能エネルギー発電事業を行いたいとの相談が寄せられている。</p> <p>農地で再生可能エネルギー事業を行う場合、農地法に基づく転用許可が必要となる。しかし、農業振興法上の農用地区域内の農地や第一種農地の転用は原則不許可とされており、また第二種、第三種農地についても、農地転用許可の手続きに相当の時間がかかることから、事業化を断念するケースがある。</p> <p>耕作放棄地の中には今後も耕作予定のない農地や作付不適地もかなりあり、そうした土地の再生可能エネルギー発電事業への活用が進めば、エネルギー問題や環境問題への対応の一助となるとともに、農村の所得向上にも資する。</p> <p>このため、例えば以下①、②のような耕作放棄地の再生可能エネルギー事業への転用については、現在、原則転用不許可となっている農用地区域内の農地や第一種農地も含め、許可を不要としていただきたい。</p> <p>① 荒廃農地や就農者確保が困難で今後も耕作予定のない耕作放棄地における再生可能エネルギー発電事業の場合</p> <p>② 地元自治体による地域の再生可能エネルギー整備計画に沿った耕作放棄地の転用の場合</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	10月24日	12月24日	農地における再生可能エネルギー導入に係る設置基準の早期明確化	<p>【具体的内容】 耕作放棄地への再生可能エネルギーの導入について、優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における設置基準を早急に明確化すべきである。</p> <p>【提案理由】 再生可能エネルギーの核となる太陽光発電の立地のための農地転用については、営農を継続する太陽光発電設備等については一部転用が認められたところだが、第1種農地などの優良農地では、耕作放棄地であっても転用が認められない。 「長年にわたり耕作放棄され、農地への復元が困難な土地」や「今後農地として利用する見込みはない土地」でのメガソーラーの有効活用について、本県にも要望が多く寄せられているところであり、国が推進する施策にもかかわらず、再生可能エネルギーの普及について支障が生じている。</p>	熊本県	農林水産省
6	10月24日	12月24日	市街化調整区域等における農家レストランの設置	<p>【具体的内容】 6次産業化法の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業者等が、市街化調整区域や農用地区域内農地や第1種農地等においても農家レストランを設置できるよう見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 都市計画法では、市街化調整区域内で農業者等が農産物等の加工施設を設置することはできるが、農産物販売施設や農家レストランについては、一部の例外を除き、設置が認められていない。さらに、6次産業化法により農林水産大臣の認定を受けた場合でも、農家レストランの設置までは認められていない。 また、農振法及び農地法では、農振除外をした場合(第1種農地となる場合)での一部区域での例外を除き、農用地区域内農地や第1種農地における農家レストランの設置については認められていない。 そのため、農業の6次産業化を推進するに当たって、著しい支障が生じている。</p>	熊本県	国農林交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	10月28日	12月24日	農業生産法人の見直し	<p>(1)継続的取引関係を有する者の現行の出資制限を撤廃していただきたい。</p> <p>(2)理事等の常時従事者要件及び農作業従事要件を緩和もしくは撤廃していただきたい。</p> <p>【要望(案)】</p> <p>(1)現行では理事等の過半が農業に年間150日以上従事しなければならないと規定されているが、『少なくとも1名は農業に150日以上従事しなければならない』と緩和していただきたい。</p> <p>(2)更にその過半が農作業に年間60日以上従事しなければならないと規定されているが、それを「撤廃」していただきたい。</p> <p>(3)農業関連事業の対象を拡大していただきたい。例えば、農業の生産性向上に不可欠な農法・肥料の研究開発や土壌分析、営農指導の事業を含める等。</p>	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省
8	10月29日	12月24日	ソーラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大	<p>2013年4月に農林水産省から「営農を継続しながらの太陽光発電設備を設置する取扱いについて」のガイドラインを公表した。</p> <p>下部の農地での農業生産が支障なくなされることを条件として、支柱の基礎部分を一次転用許可の対象として農地における太陽光発電の設置が認められた。</p> <p>しかし、太陽光発電の設置は数10KW程度となっている。</p> <p>これは一時転用期間が3年間であること、8割以上の収穫率の確保が要件であること等から、普及しにくいと考えられる。</p> <p>そこで、更新期間の3年からの延長、収穫率の基準の見直し、手続きの簡略化、営農の対象、農地転用の面積・対象地・範囲の拡大等、更なる普及策を期待します。</p>	民間企業	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	10月30日	12月24日	農地法、農振法での規制改革	<p>○ローラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年ごとの見直し期間の延長や農地転用の対象範囲の拡大などの普及支援 ・農林水産省は「営農を継続しながらの太陽光発電設備を設置する取扱について」のガイドラインを公表。農地に支柱を建て架台を設置することで下部の農地で農業生産が支障なくなされることを条件として、支柱の基礎部分を一次転用許可の対象として農地における太陽光発電の設置が認められた。 <p>しかし、太陽光発電システムの設置規模は数十kW程度に留まっている。これは一次転用期間が3年間であること、8割以上の収穫率の確保が要件であることから、その普及は限定的と考えている。</p> <p>3年ごとの見直し期間の延長、営農の対象、農地転用の面積・対象地・範囲の拡大、収穫率の基準の見直し、手続きの簡略など、さらなる普及支援策を期待</p> <p>○耕作放棄地などへの大規模太陽光発電システム設置のための法整備を期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の集約化での再生可能エネルギーの導入促進 <p>現在の農振法での規定では農地を転用して太陽光発電を設置するには規制が厳しく、事実上困難な状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の農振法（農業振興地域の整備に関する法律）第13条2項では、転用を目的とした農用地区域からの除外には以下の5要件を全て満たすことが必要と決められている。 <ol style="list-style-type: none"> 1農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地が無いこと 2農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと 3効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと 4土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと 5農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること <ul style="list-style-type: none"> ・なお、第2種農地／第3種農地は農地転用許可も可能とされているがこれらの土地は市街化が見込まれるまたは小集団の農地／市街化が著しい区域の農地であり、それらの農地の面積の点からメガソーラー候補地となり得る可能性は無い。 	民間企業	農林水産省
10	10月31日	12月24日	遺伝子組換え作物の商業栽培に関する規制改革	<p>（具体的内容）</p> <p>国は遺伝子組換え農作物の安全性はカルタヘナ法や食品衛生法で保障されるとしている。一方で、遺伝子組換え農作物に懸念を抱く消費者や風評被害を恐れる生産者等のために、一部地方自治体には実質的に遺伝子組換え農作物の栽培を禁止している条例や指針がある。遺伝子組換え作物の商業栽培に関して国として統一的な共存ルールを定めるべきではないか。</p> <p>（提案理由）</p> <p>トウモロコシ・ダイズ・ワタ（綿実）・ナタネ等の主幹作物で、遺伝子組換え作物の栽培が世界全体で増加しており、特に発展途上国での作付面積の増加が著しい。日本は遺伝子組換え作物の最大の輸入国であるにも拘わらず、日本だけが頑なにGM作物の栽培を拒否している。このような状況では日本は食料生産において世界のスタンダードから取り残されることが予想される。日本が強い農業を世界に向けて展開するには、遺伝子組換え作物の栽培規制を見直す必要がある。</p> <p>遺伝子組換え作物の栽培では「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）の下で、国として生物の多様性に関する影響を評価・承認する制度が十分に機能している。しかし、日本の農業基地としてリードすべき立場にある北海道では「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」がある。開放系一般栽培の場合、許可制（第4条～16条）であるため、実質的に厳しく栽培を制限する内容になっており、GM作物を栽培しようとする農家の栽培の権利を奪う過剰な規制となっている。このような厳しい規制をする「守りの農業」から脱却して、世界に冠たる「強い農業国日本」をめざすことが必要である。</p>	日本バイオ産業人会議	環境省 農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	10月31日	12月24日	遺伝子組換え農作物の第一種承認等の迅速化	<p>(具体的内容) 第一種使用等の承認の中でも、隔離ほ場試験は限られたほ場で管理下で行われることから、多くの遺伝子組換え農作物の栽培において生物多様性影響を生じるとは考えにくい。レベル1の遺伝子を導入した遺伝子組換えイネ等については、知見が集積し、我が国には交雑可能なイネやとうもろこしの野生種が生育していないため、一定の拡散防止措置を取ることを条件として、隔離ほ場試験を米国と同様に届出制にして、研究を加速するべきではないか。</p> <p>(提案理由) 殆どのアグリバイオ関連の大学や公的研究機関で遺伝子組換え技術に関する研究開発がなされているにも拘わらず、実際に圃場栽培をしている機関は極く限られており、研究成果が社会に還元されていない。農作物の圃場評価は時期を逃すと開発が年単位で遅れてしまい、特に海外のライバルとの競争に後れをとる結果になる。遺伝子組換え作物の栽培試験については、現在では多くの知見や情報が蓄積しているにも拘わらず、評価項目が依然として多岐にわたるため、海外に比べても膨大な時間、資金を要しており実用化への大きな障害となっている。カルタヘナ法の処理期間(6ヶ月)を除いて、これまで承認された遺伝子組換え農作物で余分にかかった時間を積算すると、約500年となる(三石2013)。これは国際競争において重大な問題であり、主要穀物の多くを海外に頼っている日本にとって、食糧の安定確保に障害となる。商業利用としての第一種使用の迅速化(拙速ではなく)を進める必要がある。また、我が国の高いレベルの遺伝子組換え技術等を活用した育種品種(飼料・油糧作物等)を海外に技術導出して海外で栽培し、収穫された農産物を輸入することにより我が国の食料確保と世界の食糧供給へ貢献するといった観点からも重要である。</p>	日本バイオ産業人会議	環境省 農林省 水産省 科学省
12	10月31日	12月24日	6次産業化のための地域ファンド(サブファンド)に対する農林漁業者の過半出資の要件緩和	<p>(株)農林漁業成長産業化支援機構を中心に推進している6次産業化のための地域ファンド(サブファンド)に対する農林漁業者の過半出資の要件を緩和いただきたい。</p> <p>【提案理由】 6次化事業体(JV)がサブファンドから出資を受けるためには、農林漁業者が過半の出資をする(=議決権の過半数を占める)必要がある。しかしながら、農林漁業者は資金力が乏しいため、結果として過半を上回る出資を行うことが難しく、事業規模が限定されてしまい、大きな事業を展開できない。</p> <p>【現行規制の概要】 サブファンドから出資を受けるためには、農林漁業者が事業体(JV)に過半の出資をする(議決権も過半数を占める)必要がある。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
13	10月31日	12月24日	農地法、農振法 での規制改革	ソーラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大を期待する。	民間企業	農林 水産 省
14	10月31日	12月24日	太陽光発電の 推進に係る農 地転用手続き の簡略化	<p>太陽光発電パネルの設置にあたり、耕作の用に供されていない農地については、農地転用手続きを簡略化していただきたい。</p> <p>【提案理由】 太陽光発電パネルの設置場所として、農地を活用することが考えられるが、農地転用に時間がかかるなど利用にあたり手続きが煩雑であり、参入を見送る事例が散見されるため。</p> <p>【現行規制の概要】 農地で再生可能エネルギー事業を行う場合、農地転用が必要であるが、転用が許可される市街化区域以外では、作物を生産している農地に設置される太陽光パネルの支柱部分のみ、一部農地転用が認められる制度となっている。</p> <p>そもそも農地転用手続きが煩雑であるため、耕作の用に供されていない農地であっても設置を見送る事例が多い。</p>	一般社団 法人第二 地方銀行 協会	農林 水産 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	10月31日	12月24日	認定電気通信事業者が電気通信事業用途に使用する仮設用地に対する農地転用許可手続き	<p>【現行】 認定電気通信事業者(通達当時は第一種電気通信事業者)が電気通信事業用途に電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管道、ハンドホール、マンホール等の工作物や空中線や鉄塔、中継施設を設置するための土地については、電気通信用途の設備を設置するために機材の保管や重機の搬入出用に使用する仮設用地を含めて農地転用許可は要しないとするのが当社の解釈。</p> <p>【規制緩和要望】 しかし、仮設用地については、実際は受け付ける都道府県市区町村に設置された農業委員会毎、でその解釈が一致しておらず、その手続に差がある。電気通信用途の設備を設置するために機材の保管や重機の搬入出用に使用する仮設用地は、利用する期間も限られている事から、3カ月以内の短期利用の仮設用地は農地転用許可手続きの省略を要望したい。</p> <p>【理由/メリット】 これにより、申請/認可の期間(約1ヶ月)短縮と、効率化が可能となり、当社基地局の設置工期の短縮化が可能。</p>	民間企業	農林水産省
16	10月31日	12月24日	農地の転用について	<p>【内容】 ○植物工場、食品加工場など、農業分野関連の事業を目的とした農地転用の際には、手続きの簡素化等を図ること。</p> <p>【提案理由】 ○現在の農地法では、農地を農地以外のものに転用する際には、原則、政令の定めるところにより、都道府県知事(場合によっては農林水産大臣)の許可が必要となっているが、実際の手続きは、分かりづらく煩雑なものとなっているため、特に耕作放棄地の転用は進んでいない。 ○一方、農地法第一条では「耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」と記されている。 ○上記目的の趣旨に沿った転用「植物工場、食品加工場等、農業分野へ関連した事業を目的とした転用」の際に手続きを簡素化して新規参入を促進することで、農業生産の増大や食料の安定供給に寄与するほか、大型の設備投資等によるわが国の経済成長にも発展していくと考える。</p>	公益社団法人リース事業協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
17	10月31日	12月24日	農地の転リース について	<p>【内容】 ○農業生産法人向けの農地転賃の規制緩和を行うこと。</p> <p>【提案理由】 ○農地法では農地の第三者への転賃は認められていない。 ○しかし、特定の農業事業者に対し、リース会社が農地を転賃(転リース)する場合に限り、リース会社による適切な管理やモニタリングが可能と考えられ、農業事業を開始したい法人の農地取得の促進につながると考えられる。 ○また、行政管理下で農業特区等を設けることで、その地区に限定して農地の転賃を認めることも可能と考える。</p>	公益社団 法人リース 事業協会	農林水産省
18	10月31日	12月24日	一般企業による 農業への新規 参入について	<p>○一般企業の農業分野への新規参入を促進するため、「農業生産法人の設立要件」と「農業生産法人による農地の売買又は貸借の方法」を一部緩和すること。</p> <p>①農業生産法人の設立要件(出資制限、役員制限の緩和) ②農地の売買・賃貸方法(農業委員会への許可、市町村への通知の緩和)</p> <p>【提案理由】 ○株式会社形式の農業生産法人の設立は2000年11月の農地法改正で認可されているが、現在の設立要件は、①一般企業からの出資が50%未満に制限されている ②役員半数以上が常時農作業にかかわること ③売上高の半分以上が農業事業であること ④株主は生産法人の株式を自由に譲渡できないなどの要件がある。 ○また、農地の売買・賃貸方法は、農地法3条に基づく農業委員会への許可と市町村への通知が必要であるが、実態として現存しない農業委員会もあるため、農地の売買・賃貸ができない場合もある。 ○農業生産法人の法人格を有する法人の数は12,052法人(2011年1月時点)と増加傾向にあるものの、依然として参入希望企業からの観点ではハードルの高い条件がある。 ○農家の担い手の高齢化や、農業の大規模化が進んでいない現状、また大量の耕作放棄地の存在等を鑑みると、一般企業からの農業生産の参入を更に促進し、やる気のある若手事業経営者の安定的雇用等を通じて、競争力のある農業の育成を図る必要があると考える。</p>	公益社団 法人リース 事業協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
19	10月31日	12月24日	澱粉の価格調整制度の廃止	<p>【提案の具体的内容】澱粉の価格調整制度を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】澱粉の国内需要量は約270万tで、その原料は輸入トウモロコシを原料として製造されたコーンスターチ等が約85%、輸入澱粉が約6%、国内産芋澱粉が約9%となっており、輸入澱粉と国内産芋澱粉には大幅な内外価格差(2~3倍)が存在する。</p> <p>このため価格の安い輸入澱粉から「調整金」を徴収し、国内の馬鈴薯・甘藷生産者や国内産芋澱粉製造業者保護のための財源として使われている。</p> <p>輸入澱粉のうちタピオカ澱粉を工業用薬品として使用している。タピオカ澱粉の場合、政令で定められた「でん粉等に係る共通の限度数量」については調整金が発生しないが、これを超過する数量については本制度があるために価格が一定水準以下とはならず、コスト競争力が低下する事態を招いている。</p>	公益社団法人 関西経済 連合会	農林水産省
20	10月31日	12月24日	農振法に定める農用地区域からの除外手続きの迅速化	<p>「農業振興地域の整備に関する法律」に定める農業振興地域整備計画の変更のうち必要な土地を農用地区域から除外する際の手続きについて、国際空港の周辺地域等国の成長戦略のために必要であると認められる場合にあつては、国の機関との事前協議の要件を緩和することにより手続きの迅速化を図る。</p> <p>【現状・課題】 農用地区域内にある土地を農地以外に活用するためには、農用地区域から除外しなければならないが、その手続きは面積に応じて国の機関との協議が必要とされており、面積が4ha以上の場合、通常協議に係る期間は1年以上を要する。そのため、農用地区域内にある土地を活用する事業については、その実現性についてのリスクや事業化までに要する期間の長さから断念するケースもあり、結果として、土地の有効活用による成長の可能性が制限されている。</p>	成田市	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
21	10月31日	12月24日	集積不可と思われる小規模農地の活用策と農地転用の大幅緩和について	<p>宅地の裏側に三方を道路に囲まれた山林(25a)と畑15a)があります。耕作者が高齢(85歳超)で耕作不能となり、畑も雑木に半分以上浸食され、全面的に雑木林化するのは時間の問題でした。役場からも度々道路にはみ出た雑木や竹の伐採の要請を受けるに至りました。そこで、山林と畑を合わせて太陽光発電に活用しようと、畑部分の農地転用を役場に相談しましたが、県とも協議した結果、道路幅が二車線以下の道路であるため、道路外の農地と一体のもののみなされ、優良農地になってしまうので転用は困難であるとの回答を得ました。役所は貸し農地に登録を進めましたが、借り手はないでしょうねと認めています。かかる小規模農地については、活用の自由化を大胆に認めることが耕作放棄地の縮小や農村地域の活性化への道だと思いますが、現状では一切許されませ。座して死を待つようなものです。再生エネルギーの促進も我が国の喫緊の課題です。係る小規模農地については、是非転用許可を大幅に緩和して、積極的活用を認めていただきたい。</p>	個人	農林水産省
22	10月31日	12月24日	農業生産法人の設立要件の緩和	<p>農業生産法人の設立要件を緩和いただきたい。 【提案理由】 農家からの直接仕入を行いたい小売業が農業分野へ参入する上で、農業生産法人の設立要件には出資額や役員数等に制約があり、障壁となっているため。 企業等の多様な担い手が農業に参入することで、地域農業の活性や6次産業化の促進が図られる。 【現行規制の概要】 ・構成員(資本)要件: 農業関係者が原則として総議決権の4分の3以上を占めること ・役員要件: 業務執行役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であること等 ・事業: 農業および農業関連事業の売上高が総売上上の過半(設立時は事業計画における売上上の過半)</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	農林水産省